

公共工事設計労務単価について

土木部技術管理課

○ 予定価格と労務単価

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査し、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定しています。

予算決算及び会計令

第八十条 2 項（予定価格の決定方法）

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

なお、設計労務単価の決定は、全国一律に実施される調査に基づき、各県の賃金動向に応じて、国が県毎に単価を設定しています。

○ 公共事業労務費調査の概要

公共工事設計労務単価は、公共工事を対象に「公共事業労務費調査」を実施し、農水省、国交省の二省からなる「公共事業労務費調査連絡協議会」で決定されており、決定単価は次年度4月からの適用となっています。

公共事業労務費調査では、農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定し、調査対象工事に従事する建設労働者の賃金支払い実態を、賃金台帳から把握しています。（裏面参照）

公共工事設計労務単価 = ①基本給相当額 + ②基準内手当 + ③臨時の給与 + ④実物給与

①基本給相当額：基本給 + 各種保険の折半分等

②基準内手当：扶養手当、通勤手当、住居手当等

③臨時の給与：賞与等

④実物給与：食事の支給等

○ 県の今後の対応

県内の労務費は、一部の職種において上昇傾向が見受けられることから、県としては、速やかに実態を把握した上で、必要に応じて、実勢単価を反映した改定を国に要請していきたいと考えております。

【参考】公共事業労務費調査方法

- 1 **工事名簿作成（例年8月下旬）**

県出先機関及び企業局等から3つの条件（①二省所管の事業であること、②10月に施工していること、③1,000万円以上の請負工事であること）を満たす公共工事を抽出し（約1,000工事）、工事名簿を東北地方連絡協議会事務局（東北地方整備局）へ提出。
- 2 **東北地方連絡協議会（例年9月上旬）**

東北地方連絡協議会より調査方法の改正点等について説明を受ける。
- 3 **選定工事決定（例年9月中旬）**

東北地方連絡協議会事務局は、直轄工事、公団工事等と県発注工事を調整し、最終的な調査対象工事を確定する。（県工事の調査対象は毎年220工事程度）
- 4 **対象業者説明会（例年10月中旬）**

県は、対象工事の請負業者に対し、調査票への記入方法等を説明。
- 5 **一次審査会（例年11月中旬）**

一次審査会は県が開催し、県と県が委託している調査会、発注者が立ち合いのうえ、調査票と賃金台帳、労働条件と雇用契約書、職種と作業日報等の確認を行う。該当工事の元請業者に加え、下請業者についても調査対象としている。
- 6 **二次審査会（例年11月下旬）**

二次審査会では、県が立ち合いのうえ、一次審査結果を東北地方連絡協議会事務局及び財務省東北財務局が審査する。
- 7 **調査データの提出（例年12月上旬）**

県は、二次審査会で審査後の標本を電子データ化し、東北地方連絡協議会事務局に提出する。東北地方連絡協議会事務局では、東北6県の電子データをとりまとめ、公共事業労務費調査連絡協議会事務局（国土交通省総合政策局労働資材対策室）へ提出する。
- 8 **労務単価の通知（例年3月中旬から下旬）**

労務費調査連絡協議会事務局は、財務省と協議して「公共工事設計労務単価」を県毎に決定する。決定した「公共工事設計労務単価」は公共事業労務費調査連絡協議会から福島県知事（事務局：土木部技術管理課）へ通知される。